

議案第36号

市有財産の無償譲渡について

建物を次のとおり無償譲渡する。

平成26年3月6日提出

新居浜市長 石川 勝行

1 譲渡する建物

(1) 所 在 新居浜市萩生字旦ノ上1834番地1、1834番地6、1834番地1先

(2) 種類、構造及び床面積

ア 養護所	鉄筋コンクリート造陸屋根・スレートぶき2階建 1階 1,796.64平方メートル 2階 181.74平方メートル
イ 倉庫	鉄筋コンクリート造鋼板ぶき平家建 150.00平方メートル
ウ 作業所	軽量鉄骨造鋼板ぶき平家建 147.79平方メートル
エ 物置	コンクリートブロック造スレートぶき平家建 3.95平方メートル
オ 作業所	軽量鉄骨造鋼板ぶき平家建 39.74平方メートル
カ 倉庫	軽量鉄骨造鋼板ぶき平家建 19.87平方メートル

- 2 譲渡の相手方 新居浜市船木長野甲 7 4 1 番地 1
社会福祉法人わかば会
理事長 久 米 浩
- 3 譲渡の条件 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
(平成 17 年法律第 123 号) 第 5 条第 12 項に規定する障害者支
援施設の用途に供すること。

提案理由

新居浜市立くすのき園を廃止し、民間移管することに伴い、市有財産を無償譲渡するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、本案を提出する。

参照条文

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）抜粋

[議決事件]

第 96 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1) ～ (5) (省 略)

(6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

(7) ～ (15) (省 略)

2 (省 略)

第 97 条～第 236 条 (省 略)

(財産の管理及び処分)

第 237 条 (省 略)

2 第 238 条の 4 第 1 項の規定の適用がある場合を除き、普通地方公共団体の財産は、条例又は議会の議決による場合でなければ、これを交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付け

てはならない。

3 (省 略)

新居浜市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例 (抜 粋)

(普通財産の譲与又は減額譲渡)

第3条 普通財産は、次の各号のいずれかに該当するときは、これを譲与し、又は時価よりも低い価額で譲渡することができる。

(1) 他の地方公共団体その他公共団体において公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するため普通財産を他の地方公共団体その他公共団体に譲渡するとき。

(2) ～ (5) (省 略)

(普通財産の無償貸付又は減額貸付)

第4条 普通財産は、次の各号のいずれかに該当するときは、これを無償又は時価よりも低い価額で貸し付けることができる。

(1) 他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するとき。

(2) (省 略)

第5条 (省 略)

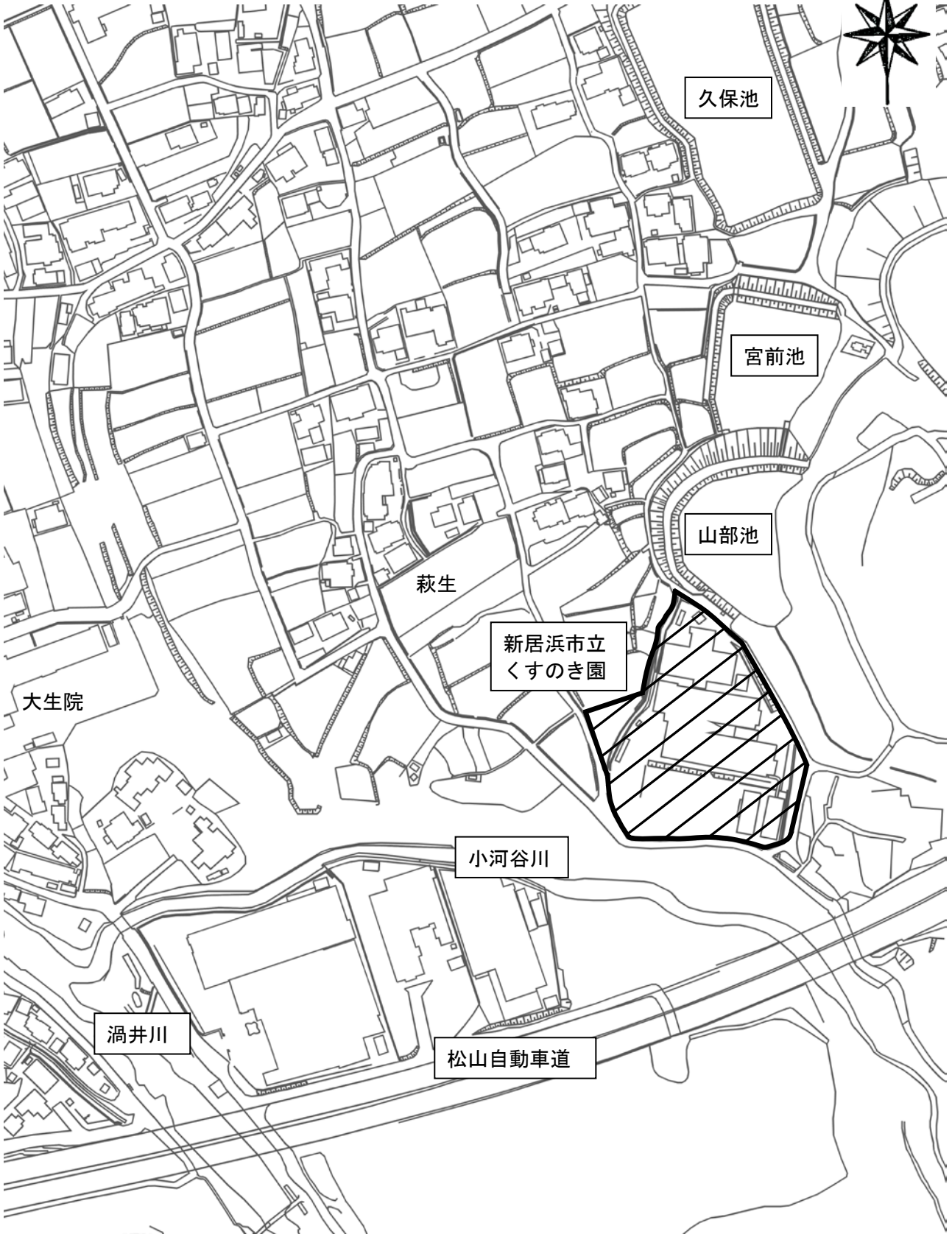
(物品の譲与又は減額譲渡)

第6条 物品は、次の各号のいずれかに該当するときは、これを譲与し、又は時価よりも低い価額で譲渡することができる。

(1) 公益上の必要に基づき、他の地方公共団体その他公共団体又は私人に物品を譲渡するとき。

(2) (省 略)

位置図



久保池

宮前池

山部池

萩生

新居浜市立
くすのき園

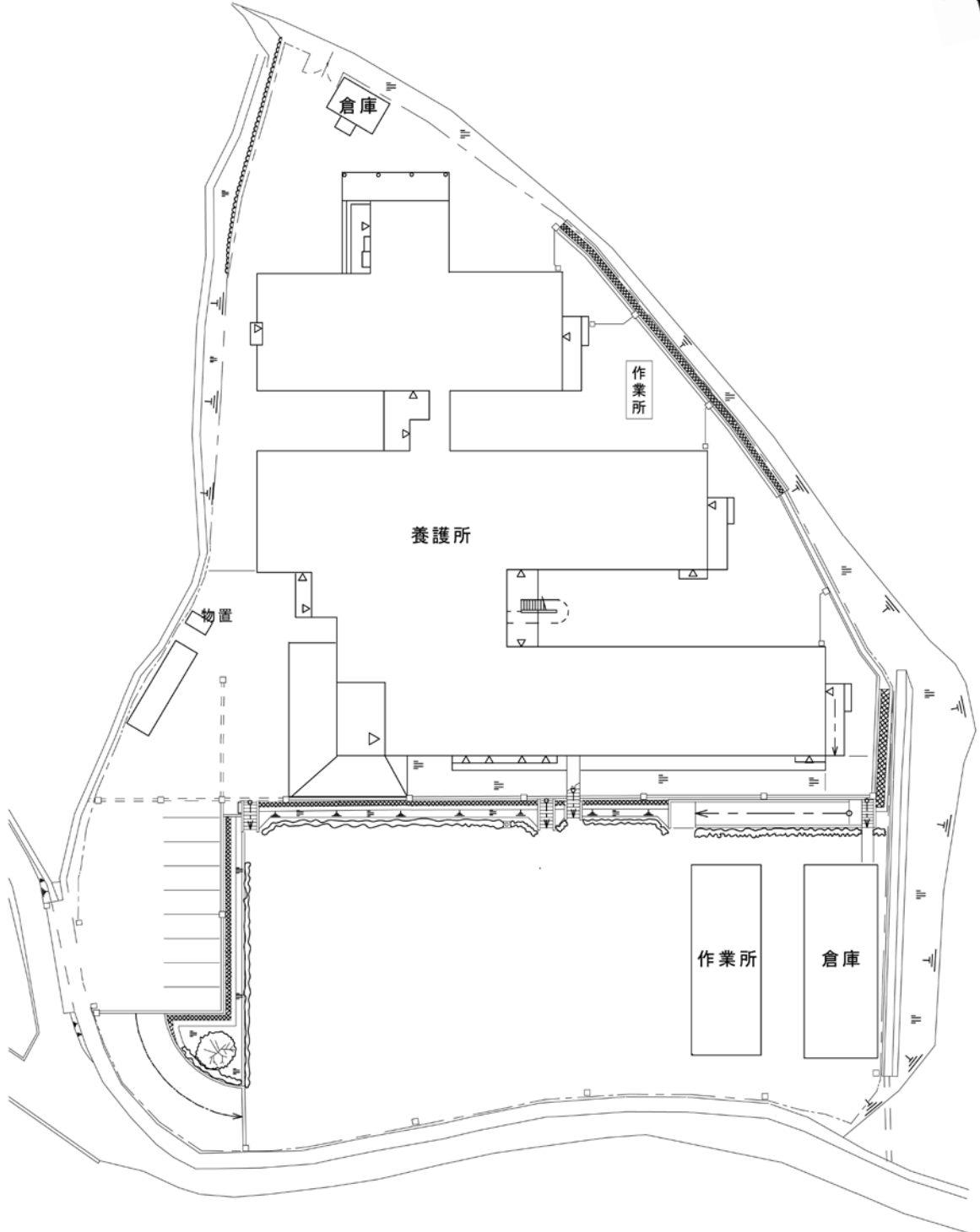
大生院

小河谷川

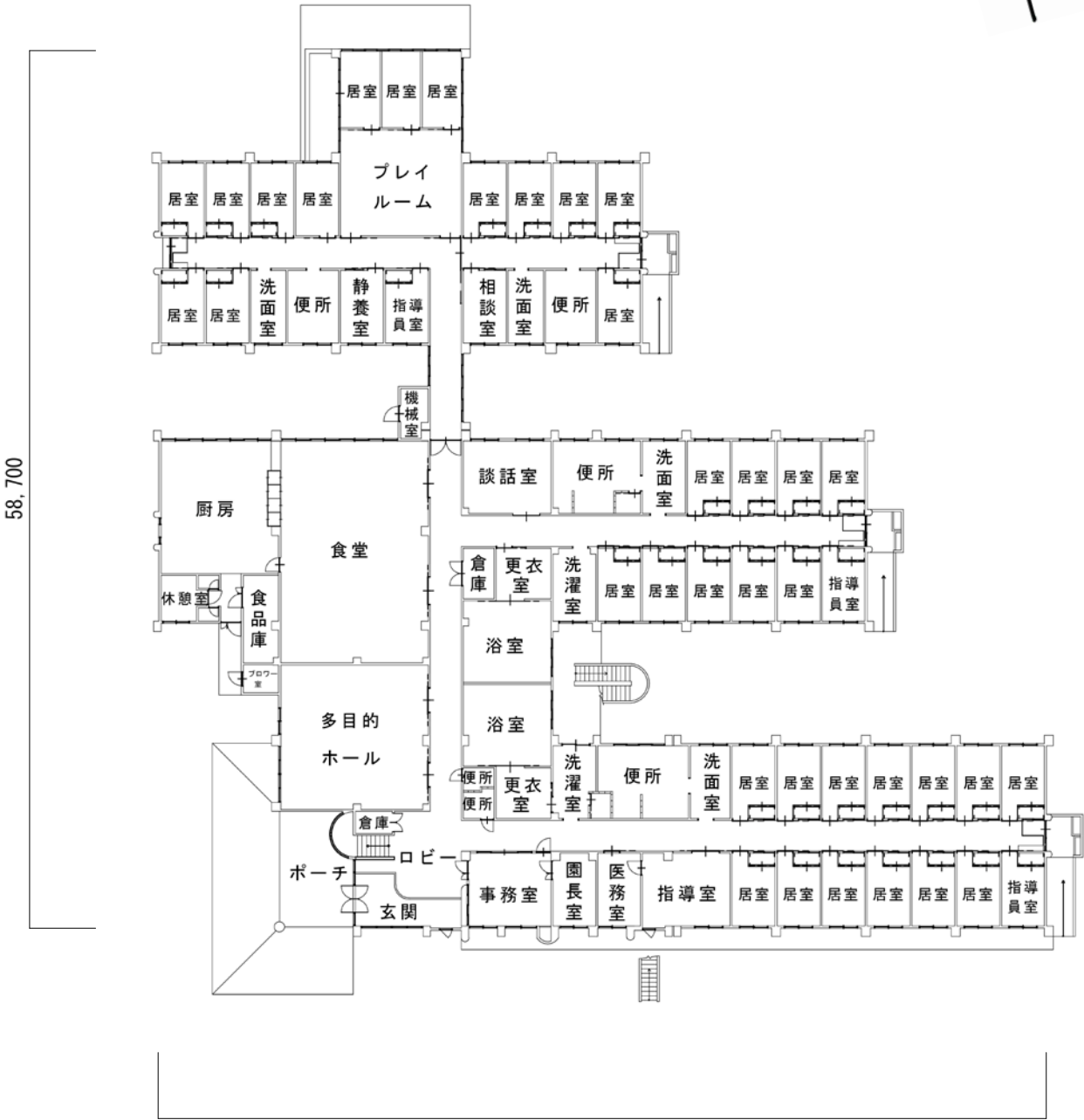
渦井川

松山自動車道

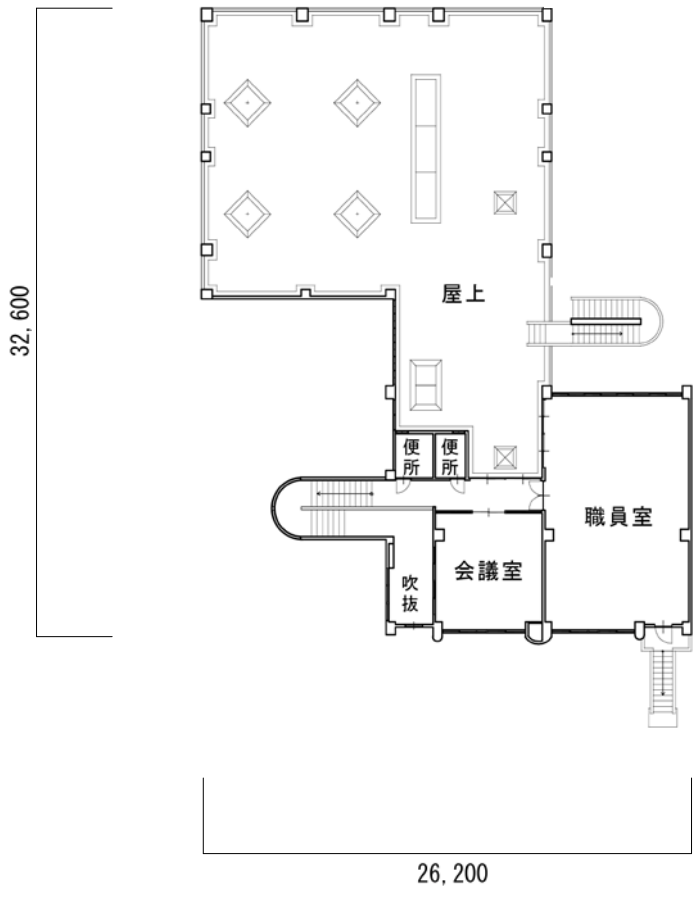
配置図



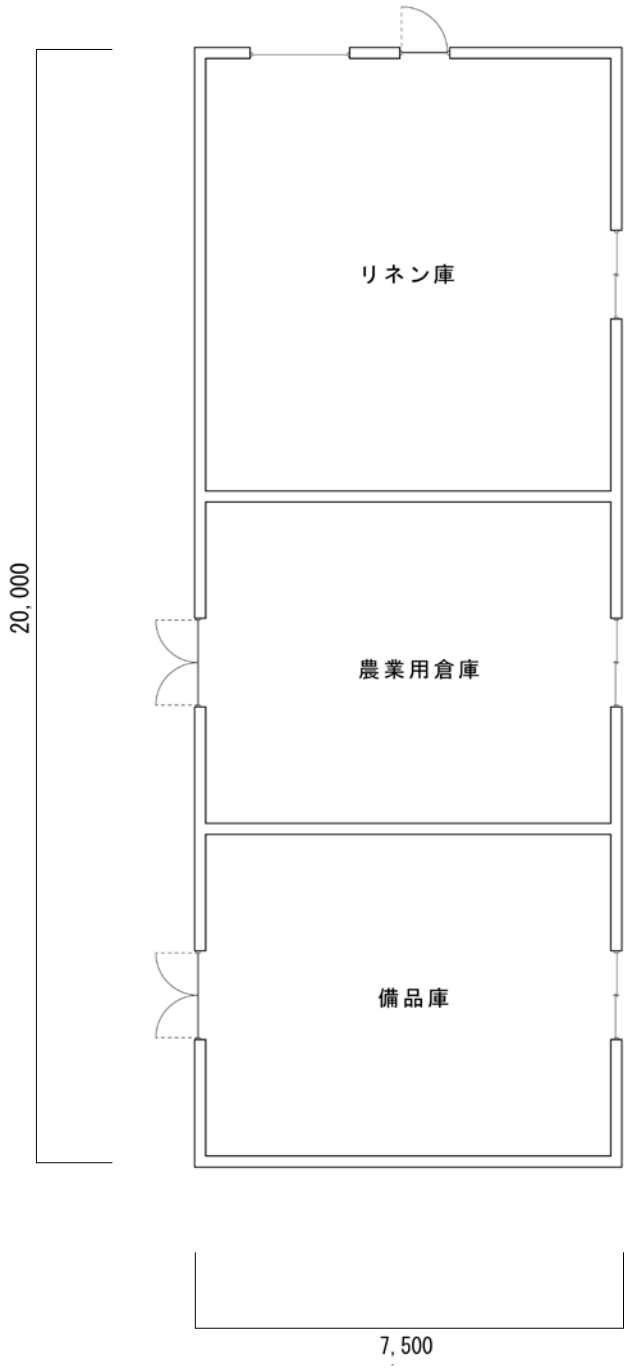
養護所 1階平面図



養護所 2階平面図



倉庫平面図



作業所平面図

